

## ◇ 美容師法（昭和32年法律第163号）

（免許）

第三条 美容師試験に合格した者は、厚生労働大臣の免許を受けて美容師になることができる。

2（略）

（美容師試験）

第四条 美容師試験は、美容師として必要な知識及び技能について行う。

2 美容師試験は、厚生労働大臣が行う。

3 美容師試験は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条に規定する者であつて、都道府県知事の指定した美容師養成施設において厚生労働省令で定める期間以上美容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ受けることができない。

4 美容師養成施設は、次の各号に掲げる養成課程の全部又は一部を設けるものとする。ただし、通信課程は、昼間課程又は夜間課程を設ける美容師養成施設に限つて、設けることができる。

一 昼間課程

二 夜間課程

三 通信課程

5 前各項に定めるもののほか、美容師試験、美容師養成施設その他前各項の規定の施行に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（指定試験機関の指定）

第四条の二 厚生労働大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、美容師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

（試験委員）

第四条の七 指定試験機関は、試験事務のうち、美容師として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務を行う場合には、試験委員にその事務を行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

## ◇ 美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号）

（試験の課目）

第十二条 美容師試験を分けて筆記試験及び実技試験とし、その課目は、それぞれ次のとおりとする。

筆記試験

関係法規・制度

衛生管理

保健

香粧品化学

文化論

美容技術理論

運営管理

実技試験

美容実技

## ◇ 美容師養成施設の教科課程の基準の運用について

（平成27年3月31日付け健発0331第18号厚生労働省健康局長通知）（美容実習部分の抜粋）

### 8 美容実習

#### （1）実施方針

ア 美容の業務を安全かつ効果的に実施する技術を習得するため、基本的操作を確実に身に付けさせるとともに、これらの基本的操作を適宜組み合わせることで完成させる技術を習得させること。

イ 美容所における衛生管理の重要性を認識させ、器具の消毒などの適切な実施方法を身に付けさせること。

ウ 個々の客の要望に応じた美容技術を確実に提供できるよう総合的な技術の基礎を身に付けさせること。

#### （2）各項目の内容

##### ア 器具の取扱実習

（ア） 美容器具の操作方法、消毒方法、手入れ方法を確実に身に付けさせること。

（イ） 用途に適した美容器具の選択方法について、理解させ、実践する能力を身に付けさせること。

##### イ 基礎技術実習

（ア） 美容技術を行う場合の位置、姿勢など美容技術を行う場合に必要な基本動作を身に付けさせること。

（イ） 施設の清掃、消毒など美容所の衛生管理のために必要な措置を確実に身に付けさせる。特に、器具の消毒については、その重要性を十分に認識させるとともに、適正な方法で実施することを習慣付けさせることが必要であること。

## (2) 各項目の内容(続き)

### ウ 頭部、顔部及び頸部技術実習

(ア) スカルプトトリートメント、ヘアトリートメント、ヘアシャンプー・ヘアリンス技術、ヘアカッティング、パーマネントウェービング、ヘアセッティング、ヘアカラーリングなどの基本的な頭部技術を確実に身に付けさせること。

(イ) メイクアップ、まつ毛エクステンションなど、その他基本的な顔部及び頸部技術を確実に身に付けさせること。

(ウ) この際、使用する器具は毎回必ず消毒することを身に付けさせること。

### エ 特殊技術実習

エステティック技術、ネイル技術など美容の特殊技術を身に付けさせること。

### オ 和装技術実習

日本髪の結髪技術、かつらのあわせ方、かぶせ方、着付け技術を身に付けさせること。

### カ 総合実習

頭部、顔部及び頸部技術、特殊技術を適当に組み合わせて調和のとれた美容技術を完成させるため、総合的な技術を身に付けさせること。

## (3) 学習指導上の留意事項

ア 生徒の技術習熟の状況を常に把握するため、生徒ごとに実習記録と評価記録を作成すること。

イ 実習の効果を生徒の間で評価させて、技能の向上のための刺激を与え、学習効果を高めるように努めること。

ウ いたずらに新しい技術を追求することなく、基本的な技術を確実に習得させるように指導すること。

エ 常に美容技術理論の学習状況に配慮しつつ、理論と実習との相互の連携を図って、美容師としての専門技術を効果的に習得させるように努めること。

オ 人体で行う美容実習の開始時期は、美容技術理論等必修科目である教科科目の学習状況及び生徒の習熟状況を十分に確認し、実施しなければならないこと。

カ 実習は美容師養成施設内で実施することを原則とするが、生徒の技術習熟状況に応じ、当該養成施設が作成した実施計画に基づく教育課程の一環として、管理美容師を配置する美容所において、当該美容所に従事する美容師の適切な指導監督の下、美容行為及びその附随する作業(以下「実務実習」という。)を行うことが望ましいこと。

キ 美容師養成施設は、実務実習を適正かつ効果的に実施するため、あらかじめ実施計画と評価方法を作成しなければならないこと。

ク 実施計画の作成に当たっては、生徒が基本的な美容技術に習熟し、状況に応じて応用できる基礎的能力を身に付けさせることを目標に、段階的に技術の習得ができるように配慮すること。

ケ 実務実習の開始時期は、入所後おおむね6か月を経過してからとすること。

### (3) 学習指導上の留意事項（続き）

コ 実務実習を行う場合は、年間60時間（通信課程の生徒のうち美容所に常勤で従事している者である生徒に対しては20時間）を超えないこと。

なお、1日当たりの時間数については、実務実習の実施計画、他の授業計画との調整及び受け入れ美容所の営業状況等を勘案して、適切な時間数とすること。

サ 実務実習を行う場合、美容師養成施設は、次の要件に適合する美容所に生徒の受け入れを依頼しなければならないこと。

（ア） 管理美容師の資格を有し、かつ、適切な指導監督のできる美容師がいること。

（イ） 当該美容所で受け入れる生徒数に応じた設備を有すること。

（ウ） 当該美容所の経営方法が適切かつ確実なものであること。

シ 実務実習の指導は、美容師養成施設が作成した実施計画に基づいて、当該美容所において十分な実務経験を有し、適切に指導監督できる美容師が行うこと。

ス 実務実習を受ける生徒は、美容師の資格を取得しておらず、独立して業務を行うことができないことから、指導にあたる美容師の十分な監督の下で実習を行わせなければならないこと。

セ 1人の美容師が同時に指導できる生徒の数は2人以下とすること。

ソ 実務実習を受ける生徒は、実務実習生であること及び氏名を記載した標識を着用しなければならないこと。

タ 指導にあたった美容師は、生徒ごとに作成した実務記録を美容師養成施設に提出し、これに基づいて当該養成施設が実務実習の評価を行うこと。

(参考) 1995年(平成7年)改正以前の美容師の経緯

【1951年(昭和26年)理容師美容師法制定当時】

- ・都道府県知事が行う試験のみ。

【1953年(昭和28年)】

- ・都道府県知事が行う試験のみによる資格取得制度を廃止。
- ・試験を受けるためには、養成施設において1年以上理美容師になるために必要な知識及び技能を修得した後、さらに1年以上の実地習練を経ることとした。

【1957年(昭和32年)】

- ・美容師法(昭和32年法律163号)制定(免許取得の要件は変更なし)

【1985年(昭和60年)】

- ・学科試験は養成施設卒業のみを要件として受験可能とした(実地習練中でも受験可能に)
- ・それに伴い、試験を学科試験及び実地試験に分割(昭和61年4月から施行)

## ○理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成7年法律第109号）（衆法）

### 【提案理由及び内容】

本案は、近年における科学技術の進歩、生活文化の向上、消費ニーズの高度化等に伴い、理容師及び美容師に対して、高度な技術とさらなる衛生水準の維持向上が要請されていることにかんがみ、理容師及び美容師の資質の向上等に資するため、理容師試験及び美容師試験の受験資格の改正その他の所用の改正を行うこととするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、理容師及び美容師の免許を与える者を、都道府県知事から厚生大臣に改めること。

第二に、理容師試験及び美容師試験を実施する者を、都道府県知事から厚生大臣に改めるとともに、厚生大臣は、その指定する試験機関に試験事務を行わせることができることとすること。

第三に、理容師試験及び美容師試験の受験資格を、高等学校を卒業した者であって、厚生大臣の指定した養成施設において厚生省令で定める期間以上理容師または美容師となるために必要な知識及び技能を修得したものに改めること。

第四に、理容師及び美容師の登録に関する事務を実施する者を、都道府県知事から厚生大臣に改めるとともに、厚生大臣は、その指定する登録機関に登録事務を行わせることができることとすること。

第五に、理容師免許及び美容師免許の欠格事由を緩和すること。

第六に、この法律は、平成十年四月一日から施行すること。

なお、特に、理容師試験及び美容師試験の受験資格を改正することに伴い、中学校を卒業した者の就業の機会が狭められることのないよう、中学校を卒業した者については、当分の間、理容師及び美容師となることができるよう、関係団体、学識経験者等の意見を十分聞いた上、適切な措置を講じることとすること。

その他、所要の経過措置を講じるとともに、関係法律について所要の改正を行うものとする。